

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

平成三十一年一月三十一日

神奈川県選挙管理委員会  
委員長 村上健司

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出  
をした者の氏名

取消年月日

樗木 彰

おてき彰後援会

三〇、一一、三〇

早乙女 昭

さおとめ昭を育てる会

三〇、一一、二一

東 正則

東正則後援会

三〇、一一、二五

山口 剛

山口剛後援会

三〇、一一、二八